

船員法

1. 案内情報

手続名	: 航海当直部員の認定
手続根拠	: 船員法第117条の2第2項
手続対象者	: 航海当直部員認定を受けるもの
提出時期	: 航海当直部員認定を受けるとき
提出方法	: 申請書を最寄りの地方運輸局、海運支局へ提出
手数料	: なし
添付書類・部数	: 船員手帳、用件に適合することを証する書類・1部 船員法施行規則(第22号書式)
申請様式	: 提出窓口にお問い合わせ下さい。
記載要領・記載例	: 提出窓口にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先	: 北海道運輸局船員部労働基準・安全衛生課 0134-23-4215 東北運輸局船員部労働基準・安全衛生課 022-2990-8863 新潟運輸局船舶船員部労働基準・安全衛生課 025-244-6116 関東運輸局船員部労働基準・安全衛生課 045-211-7232 中部運輸局船員部労働基準・安全衛生課 052-952-8026 近畿運輸局船員部労働基準・安全衛生課 06-6949-6432 神戸海運管理部船員部労働基準・安全衛生課 078-321-7055 中国運輸局船員部労働基準・安全衛生課 082-228-8701 四国運輸局船員部労働基準・安全衛生課 087-825-1195 九州運輸局船員部労働基準・安全衛生課 093-332-8085 沖縄総合事務局運輸部会運第二課 098-866-0031 船員法施行令に定める市町村
受け付け時間	: 9時～17時(地方運輸局によって若干の違いあり)
相談窓口	: 提出先に同じ

3 . 手続情報

審査基準 : 船員法施行規則第 7 7 条の 2 の 4

標準処理機関 : 1 日

不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による